

が見込まれます。提供いただく情報は、いずれも対象者みずからが御自身で提供される情報であり、他の情報機関からの自動的、強制的に収集する情報はございません。また、マイナンバーは収集いたしません。

6の個人情報を取り扱う場所は、委託先事業者の施設でございます。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有はございません。

8の委託先との個人情報の授受の方法は、電磁的記録媒体での受け渡しとなります。

9から11につきましては記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期は、令和元年10月より継続して行う予定でございます。

13の委託先は、現在未定でございます。

諮問事項は以上です。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問等ありますでしょうか。

委員 33ページの5の(1)なんですけれども、生年月日と書いてありますが、生年月日は必要なんですか。

生涯学習・地域学校連携課長 源泉徴収のほうに載るものですので、法定で定められておりますので、よろしく願います。

委員 わかりました。

会長 ほかに御質問はありでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第833号については異議なしと認めます。

諮問第810号

会長 次に、諮問第810号(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方についてです。こちらは、前回の第3回審議会にて小委員会からの報告とともに、各委員からも御意見をいただきました。その御意見を踏まえ、事務局と私と協議の上、答申案をまとめました。答申案の内容につきましては、事務局である区政情報課より報告していただきたいと思っております。願います。

区政情報課長 それでは、区政情報課から御説明いたします。

本日、机上配付いたしました資料、審議資料NO.9と右上にございますホチキスどめをごらんください。前回の第3回審議会では皆様からの御意見をいただきまして、答申案

に反映すべき御意見としましては、職員への負荷がかかるけれども、日々の事務を効率的に進めながら、新しい条例のもとで新しい公文書の管理をとり行うに当たりまして、職員の意識改革が必要であるという内容の御意見を賜ったと記憶してございます。

答申案では、小委員会の報告書をもとに、こちらの資料の、まずは開いていただいて、右のページに目次とありますが、ここに項目立てとして、10ということで職員の意識の変革について、6ページという項目を1つ設けた次第でございます。

それから、冒頭の今開いていただいている左ページ、「はじめに」という文言の下から2段目の部分、「これからの公文書管理に関して、各職員が条例制定の意義及び目的等を十分に理解し、自身の作成又は管理する公文書が時を経て、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証するために使われることを強く自覚しつつ、引き続き効率的な行政運営に努めることが大切であると考えます」ということで、職員の意識変革について会の意見を記載しております。

実際に6ページの10のところをごらんいただきたいんですけども、こちらにつきましても、1段落目ですが、条例が制定されると事務処理が増えることになる、新たな工程に対応しながら各職員は引き続き効率的な行政運営に取り組みなくてはならないということ、条例の重要性を理解する上で職員一人一人が意識し直す必要があると考える、そういうことを踏まえまして、条例制定の意義、目的並びに条例自体、またはガイドラインの内容は、研修等を通じて職員に十分理解させ、浸透させることを強く望みたいということ、10番目としてつけ加えてございます。

答申案の内容に関する御説明は以上となりますけれども、ここで1点、補足の説明をさせていただきますと思います。小委員会及び審議会で各委員の方々に参考資料としてお見せしました骨子案に対する区民意見についてでございますが、前回の審議会で触れていなかった部分を補足で御説明いたします。骨子案に寄せられた区民意見に対する区の考え方に関しましては、区のホームページに9月15日に公表、掲載いたします。それから同日、9月15日は日曜日になりますが、区政情報センター、区政情報コーナー、出張所・まちづくりセンター、図書館での閲覧を開始いたします。日曜日・祝日が閉庁の施設については17日の火曜日から、区のホームページと同様の内容で掲載いたします。こちらについては、区民意見の全件に対しての区の意見、区の考え方を掲載いたします。あわせまして、区のおしらせ「せたがや」9月15日号に区の考え方を掲載いたします。こちらにつきましては、紙面の都合がございますので、代表的な意見に対しての区の考え方を載せたいと思

っております。

また、区議会に対しましては、9月2日の企画総務常任委員会にて区民意見聴取の件数及び内容につきましては御報告いたします。

説明は以上でございます。

会長 区政情報課からの説明のとおり、答申案に関しましては、前回の審議会の審議内容を踏まえて作成されております。その内容については会長である私も確認し、了承しております。その上で委員の皆様には何か御質問、御意見があれば述べていただければと思います。

委員 ちょっと教えてください。今、骨子案に寄せられた区民の意見募集を整理したものと、それに対する区の考え方を9月15日の区のホームページに掲載しますということなんですが、これは、前に審議会あるいは小委員会の中で示された全件に対する区の考え方を示すということで、ただ、あれは多少区民の意見も内容的に重複しているものとか、あるいはいろんなカテゴリーというか、分野ごとに分けるものがありましたよね。その整理のイメージは、この前、小委員会の中で出されてきたもの、あるいは前回の審議会に報告されたときの分類分けがもとになるんでしょうか。

区政情報課長 御説明いたします。ホームページ及び各区政情報センター等々の施設において閲覧させていただくものについては、区民意見は全件載せたいと思います。その中で同種のものについては区の考え方をまとめて、1つ1つ、1対1での対応ではなく、数件ないしは十数件の意見で同種の意見をまとめて区の考え方を述べております。ですので、27件をまとめて区の意見を述べているものから、1対1で対応しているもの、さまざまでございます。区の意見についても数十件の意見を載せているような形になっております。

委員 では、15日の区のホームページを見ればどういうふうに整理されたかについてはわかるということで、それが冊子みたいなものになっているわけではない。閲覧コーナーに設けられるのは冊子に落としたものですか。

区政情報課長 そのとおりでございます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 ほかに御意見等がありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第810号については、このように対応させていただきます。